

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成24年6月28日(2012.6.28)

【公表番号】特表2009-507337(P2009-507337A)

【公表日】平成21年2月19日(2009.2.19)

【年通号数】公開・登録公報2009-007

【出願番号】特願2008-528929(P2008-528929)

【国際特許分類】

H 01 M 10/50 (2006.01)

H 01 M 2/10 (2006.01)

【F I】

H 01 M 10/50 Z H V

H 01 M 2/10 S

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年5月9日(2012.5.9)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0022

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0022】

プレフィルタと中間フィルタのための材料は、プレフィルタおよび中間フィルタが、上記の詳細な条件のもと、空気が通過することができる複数の空気孔を有する限り、とくに限定されない。例えば、プレフィルタと中間フィルタは、織られていない布からなる。上述したように、磁力がフィルタに及ぼされる構造において、プレフィルタおよび／または中間フィルタは、収集効率を増加させるよう、部分的または全体的に導電体（導体材料、導電材料、伝導性材料）からなる。